

1. 総合評価実施要領の加点対象資格と配置技術者の有効資格について

実施要領の別表第2（第6条関係）の加点対象資格と配置技術者の有効資格について、加点の対象とはならない配置予定技術者が選択できないため、配置技術者点数(y2)が正しい値が表示できません。

(例1) 特定資格を設定している場合

- ・小分類：都市計画
- ・照査技術者要件：技術士（**いずれの部門でも可**）

- (選択可能) 技術士（都市及び地方計画）（1点）、RCCM（都市計画及び地方計画）（0.5点）、その他（同等の能力）（0点）
※RCCM、その他技術者は選択はできますが、公告で定める条件を満たしていません（無効）
→ (選択できない例) 技術士（道路）（0点）

(例2) 特定資格を設定していない場合

- ・小分類：道路設計
- ・管理技術者要件：共通仕様書に定めるもの

- (選択可能) 技術士（道路）（3点）、RCCM（道路）（1.5点）、その他（同等の能力）（0点）
→ (選択できない例) 技術士（河川）（0点）（※その他（同等の能力）を満たさない）

2. プログラムの修正（当面の間）まで、該当の案件は特例措置の対象とします。

(応札時)

- ・配置技術者を次のとおり選定してください（仮選択する技術者は管理・照査が重複しても構いません）
 - (1) 実施要領で定める資格を有する技術者を**仮選択**（※評定点が同じ技術者に限る）
 - (2) 資格名「その他」（同等の能力）が表示される技術者を**仮選択**
- ・発注機関に連絡のうえ、総合評価技術点に関する調書（**試行様式1または2**）を添付して応札

(開札時)

- ・(1) の場合は配置技術者専任通知提出時に技術点に関する調書を確認します。
- ・(2) の場合は開札時に発注機関で評価点を修正し、登録処理を行うので、落札保留通知後に評価点数を確認してください

登録処理を行うと日付が開札日に、
評価点数が試行様式の値に更新されます

評価項目	技術者数 (簡便型で利用)	配置技術者の 資格・実績	会
	y1	y2	
更新日	2024/04/26	2024/04/26	
評価点数			